R7.9~R8.8

幼稚園授業料の無償化について

1 概要

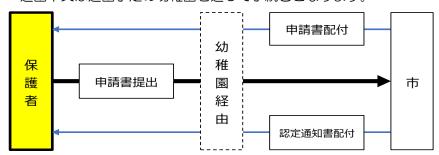
幼稚園を利用する3歳から5歳児の利用料を無償化します。2歳児は「保育の必要性」の認定を受けた非課税世帯が無償化となります。

給食費をはじめとする実費については、無償化の対象外です。

		通常の教育時間		預かり保育時間			
対象年齢	認定が必要 (新1号)	• 満3歳児~小学校就学前	保育認定が必要	新2号	• 3歳児~小学校就	学前	
					・満3歳児〜最初の3月31日の間は、市 民税非課税世帯のみ対象		
				新3号	満3歳児	3 歳児 3/31 4/1	
					市民税非課	税世帯	
対象費用		• 授業料と入園料	• 預かり保育料				
上限金額	・月25,700円 <u>※超える分は保護者の負担</u>		新2号		月11,300円 ※超える分は保護者の負担	・月の預かり保育料① ・450円/日×利用日数② (①と②を比べて低い方)	
(無償金額)			新3号		 月16,300円 ※超える分は保護者の負担 		
対象外費用	• 5	・実費 検定料、送迎費、食材料費(主食費・副食費)、行事費、用品費など					
国の補助制度		・市町村民税所得割額の合計が77,101円未満の世帯の園児 ・第3子以降の園児(小学校3年生以下の児童のみを数える) 副食費(おかず代)が免除					

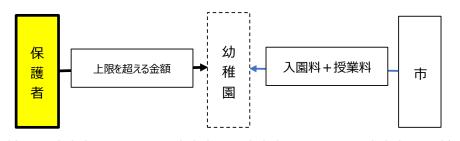
2 認定の手続き方法

通園中又は通園予定の幼稚園を通じて手続きとなります。



3 料金の流れ

入園料及び授業料については、幼稚園にお支払いしていただく必要はありませんが、上限25,700円を超える分は保護者負担となります。



※入園料を事前に徴収する場合は、入園料は園から返金します。



問い合わせ 春日井市こども未来部保育課 0568-85-6202

認定及び副食費免除の判定に必要な提出書類について

<認定について>

〇新1号

「保育が必要」な要件は必要ありません。

〇新2・3号(保育認定)

「保育が必要」な要件が必要となります。

保育認定を受ける場合は、保護者の保育が必要な要件に応じて、書類を提出していただく必要があります。(※1)また、保育が必要な要件に応じて認定期間も異なります。

【保育が必要な要件、提出書類、認定期間】

		+O-L		
	保育が必要な要件	提出書類	認定期間	
1	就労	就労証明書 ※自営業・農業の方は、就労証明 書の他に直近の確定申告書又は開 業届(新規開業の場合)(写し)	児童の小学校就学前の年度末日までの期間内で、左記の状態が継続する期間(※2) (月の就労実績が60時間未満の場合は、「5求職活動」として2か月間)	
2	疾病・障がい	診断書又は障がい者手帳(写し)	1と同じ期間	
3	看護•介護	対象者の診断書又は障がい者手帳 (写し)	1と同じ期間	
4	災害復旧	罹災証明書	災害の復旧が完了すると見込まれる 期間	
5	求職活動	就労予定申立書兼誓約書	2か月間	
6	就学	就学証明書及びカリキュラム	1と同じ期間	
7	妊娠・出産	母子手帳(写し) (出産予定日を記入する)	出産(予定)月の前後各2か月間 (多胎妊娠時は産前3か月から)	
8	育児休業中	就労証明書	1と同じ期間	

- (※1) 離婚調停中の方については、夫婦関係等調整調停申立書(写し)を提出してください。
- (※2)満3歳児の認定にあっては、満3歳に到達した最初の3月31日までを認定期間とします。

<副食費免除について>

〇対象: 市町村民税所得割額の合計が77,101円未満の世帯の園児及び第3子以降の園児 (小学校3年生以下の児童のみを数える)

【副食費免除の判定に必要な書類】

令和7年1月1日に春日井市に住民票が無かった方は、

「<u>令和**7**年度</u>市県民税課税証明書(全ての所得額及び控除額の明細が記載されているもの)」が必要です。